

松 浦 商工会議所NEWS

令和3年1月29日発行

第47号

発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

年頭所感



会 頭
稲 沢 文 員
(株式会社稲沢鐵工)

あけましておめでとうございます。令和3年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

さて、昨年1月6日に中国武漢からの帰国者から一例目の新型コロナウイルスの陽性反応患者が報告されて1年が経ちました。

その間世界中が未曾有の事態となり今までの生活様式が一変しました。昨年は、松浦商工会議所にとって創立30年となる節目の年でもありました。会議所の更なる活性化を図るべくさまざまな事業を考えておりましたが新型コロナウイルス感染拡大防止の為、記念行事を始め計画していた多くの事業を延期せざるを得ませんでした。大変残念でありましたが、昨年は耐える時期と思ひ苦渋の決断をさせていただきました。会議所の支援事業では、コロナ患者が増加する中、昨年4月に松浦市へ中小・小規模事業者に対する金融支援や補助金支援などの会員事業所の声を要望書として提出しました。

コロナ禍の中で、飲食店のテイクアウト事業の取組支援など、様々な取り組みを行い事業者の皆様への経営支援に積極的に取り組んで参りました。又、会議所館内の補修工事(雨漏り防止)や、ランニングコスト削減のための浄化槽から市の下水道への切替工事、高圧電源から低圧電源の変更工事、旧浄化室を倉庫への改修工事、1階倉庫を貸室使用目的のための改装工事など、大規模な改修工事を行いました。

一方、会員活動としての事業体系もこの1年間で大きく変化いたしました。会員事業所の皆様のご協力により、議員数も44人から51人へと増加し、あと9人で念願の定員となりますので、次年度中には達成したいと思っております。

さらに今年度の課題でありました、部会の再編成を行い、部会長と幹事(役員)を決定し、積極的に部会役員会を開催していただいております。

昨年発行しました「創立30周年記念誌」の構成はサービス部会が担当し、他の3部会も今年度の部会事業について、さまざまな企画を協議していただいております。しかしながら現在第3波となる新型コロナウイルス感染拡大の最中にあることから、思うような部会活動ができるか危惧しております。

長崎県は1月16日に県内全域への特別警戒警報を継続し、長崎市に独自の緊急事態宣言が発令されました。日を追うごとに、過去最多の感染者数が更新されている状況にあり、このまま感染拡大が続けば、事業の継続や雇用維持が難しくなり、経営が立ち行かなくなり、倒産廃業に伴う失業者数の増加は避けられない事態に陥ることが予想され、先行きが非常に心配でなりません。

本年1月7日に一都三県に緊急事態宣言が発令されてから、国民の不安は募る一方です。このような中、ワクチンの供与が世界中で始まったというニュースは暗い中に少し光が差したように感じしております。日本でも2月末頃からワクチン接種が始まるという報道がされており、予想よりも早く収束できるのではないかと楽観的な意見もあります。

昨年は政府の経済対策により、事業者が何とか持ちこたえられた国内の経済でしたが、今年は、飲食業界、宿泊業界だけでなく、関連業種においても、一層中小企業者の経営環境が厳しくなると危惧しています。又、このコロナ禍で、会議所の職員も学ぶことができました。会議、イベントが中止や延期となったことで、デジタル化を通じた生産性の向上もそのひとつです。

Web会議等を体験し、デジタル技術の有効性に気づくことができました。飲食店のテイクアウト事業の取組では、数多くのお客様が応援者となりお店を利用して頂き、お客様との絆を強く感じる事ができました。そのような気づきと共に、会議所の更なる活動として、事業者の実態や変化する地域経済の窮状を踏まえ、「感染拡大防止と社会経済活動の両立と環境整備」「事業所の継続とポストコロナを見据えたビジネス変革支援」に取組み、柔軟に素早く対応していくつもりです。

終わりに、本年も会員事業所、関係各位と連携を取りながら、この難局を乗り越えて参ります。会員事業所の皆様の一層のご支援と協力をお願い申し上げます。今年が、コロナ収束の年になりますよう祈念して新年の挨拶とさせていただきます。

消防団活動支援について

当所は令和2年12月2日に松浦市と「消防団活動の充実強化に向けた支援に関する協定書」への調印を行いました。

松浦市には消防団が6地区に23分団ありますが、消防団員の高齢化による団員数の減少もあり、団員条例定数(899人)を満たしていない状況にあります。

このような中、市民の安全・安心を確保するために、当所も消防団活動の充実強化に向けた下記の9項目の取り組みを実施し、支援することになりましたので、会員事業所の皆様には、消防団活動の支援に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【会議所の取り組みについて】(協定書の内容)

1. 会員の従業員に消防団への加入について呼びかける。
2. 会員の従業員から消防団に入団したい旨の申出があった場合に、入団について、できる限り配慮する。
3. 消防団に入団している従業員に対して、消防団活動が円滑に行われるよう、勤務の免除やボランティア休暇の活用など、できる限り配慮すること。
4. 防災や防火、消防団活動支援のためのポスターの掲示、パンフレットの設置について、市や消防団から協力要請があった場合に、できる限り協力すること。
5. 消防団活動の支援のため、広報媒体の活用や広報する機会の提供について、協力依頼があった場合に、できる限り協力すること。
6. 市が実施する防災や防火、救急救命行事については、積極的に参加すること。
7. 公益財団法人長崎県消防協会や公益財団法人日本消防協会が実施する「消防団応援の店の登録」については、市や消防団から依頼があった場合に、できる限り協力すること。

8. 会員における従業員の採用にあたって、消防団活動の実績について、市長等による証明書が提出された場合に、その職に必要な能力及び適正を判断するための参考とすること。

9. その他、消防団活動への支援に関すること

鷹島神崎遺跡の保存活用に向けた会議所の取り組みについて(ご紹介)

松浦商工会議所は本年、市内の8団体と連携し、松浦市議会に「鷹島神崎遺跡の保存活用」を求めて、県や国に対し、強力に働きかけていただきたいと請願を行いました。

そして、市議会からの要請で、昨年12月22日に秋野公造参議院議員、琉球大学の池田榮史教授、当所会頭稲沢文員の3名が参考人として招致され、意見陳述が行われました。

その中で稲沢会頭は、「この重要な文化遺産をどのようにして、まちの活性化につなげていくかを真剣に考え、官民と市民が一体となって鷹島の魅力を国内外に発信し、観光、教育、文化交流などの新たな取り組みを推進していくことを考えております」と宣言されました。



参考人招致での稲沢会頭の意見陳述の様子

高橋前会頭(現顧問)が市民表彰と県民表彰を受賞



松浦商工会議所前会頭(現顧問)高橋博之氏が、昨年11月1日に松浦市民表彰、11月23日に長崎県民表彰の両方を受賞されました。

平成16年5月から令和元年10月までの15年6か月、松浦商工会議所の会頭を務められ、西九州自動車道の早期事業化の要望活移動を始めとした多くの要望活動や、会員事業運営の発展に尽力され、地域経済の振興に貢献されたことが高く評価されました。

現在は当所の顧問として、会議所の運営にご支援いただいております。

高橋顧問この度は誠にありがとうございました。

松浦市ビジネスプラン コンテスト開催

去る12月15日に、松浦市が主催するビジネスプランコンテストが実施され、5名の方が表彰を受けられました。

本コンテストは、松浦市の創業者創出を活発に進める目的で4年前より実施されています。

今回コンテストに応募された方々は、本年度松浦創業塾（主催：商工会議所）の塾生として、昨年9月より5日間にわたり、創業に向けた学習を進められてきました。

コンテスト結果は次の通りです。

最優秀賞＝山下 充さん（志佐町）

優秀賞＝須藤幸江さん（志佐町）

奨励賞＝村上さなえさん（調川町）

会議所会頭賞＝山口紗希さん（調川町）

商工会会長賞＝森田幸作さん（鷹島町）

事業主の皆様へ (確定申告の件)

当所で申告書作成支援をご希望の方は

3月3日(水)までにご相談ください。

特に消費税申告の方はお早めのご連絡をお願いします。

※確定申告における留意事項

①松浦商工会議所での代理確定申告は、全て顧問税理士の電子署名により、e-tax（インターネット送信による確定申告）を利用し行っています。

②当所では電子申告を行っております。よって税務署受付印の代わりとして e-tax 受付票（税務署からの受付メール）を当所にて保管しております。

※納付期限

納期等の区分	法定納付期限 (納付書利用)	口座振替利用
令和2年分 所得税納付	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
令和2年分 所得税延納	令和3年5月31日(月)	令和3年5月31日(月)
令和2年分 消費税納付	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)

口座振替利用は税務署への事前手続きが必要です。

○確定申告をする必要がある方

●事業所得や農業所得、不動産所得のある人

□売上・各経費の集計(青色申告の方は月毎に集計)

□生命保険・損害保険・小規模企業共済・国民年金の控除証明書

□国民健康保険税・介護保険料の1年間に支払った証明書(市役所にて発行)

□医療控除→1年間に支払った領収書を用意し合計する

□扶養控除→配偶者やお子さん等のお名前・生年月日

□住宅取得等特別控除

●給料のある人で、次の方などは申告する必要があります

□給与の源泉徴収票をご準備下さい

・給与の収入金額が2,000万円を超える人

・給与を1ヶ所から受けている人で、給与及び退職給与以外の所得合計が20万円を超える人

・給与を2ヶ所以上から受けている人

・前年中に支払った医療費が10万円を超えている人(医療費控除)

・前年中に借入をして住宅を購入した人(住宅取得特別控除)

○注意

新型コロナウイルス感染症に関連する持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、長崎県新しい生活様式補助金、松浦市経営維持支援金、長崎県休業要請協力金は課税対象(雑収入、消費税は非課税)となります。

後継者が決まっていない企業の経営者・事業主の皆様!

～事業価値の簡易査定を
受けてみませんか?～

●「事業価値の簡易査定」とは

後継者不在等のために将来的に廃業に至る可能性がある企業の経営者・事業主の皆様に対して、専門的な知見を有する税理士が、財務関係資料等に基づき、皆様の事業の価値を算定し、概算額を提示するものです。

●「簡易査定」を受けることで

廃業に至る可能性がある企業の経営者・事業主の皆様が自らの事業の価値を再認識することを通じて、廃業を思いとどまっていたいただき、第三者への事業承継に向けて、「後継者人材バンク」への登録を進めていただきます。

まず、県の経営支援課までお気軽にご連絡ください。

なお、県が費用を全額負担して実施するため、事業者の費用負担は一切ありません

■問合せ先/長崎県経営支援課

電話 095-895-2651

メール s05570@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県経営支援課 事業価値の簡易査定

検索



予告：超大型の国の補助金／2021年募集予定

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

※令和2年度3次補正予算案において実施される予定
(上記予算案成立を前提としており、今後事業内容
が変更等される場合があります。)

対象

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、**一体となって**事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

中小企業

■通常枠 補助額100万円～6,000万円
補助率2/3

■卒業枠* 補助額6,000万円超～1億円
補助率2/3

*事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、
③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業

員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者
向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

■通常枠 補助額100万円～8,000万円
補助率1/2 (4,000万円超は1/3)

■グローバルV字回復枠**
補助額 8,000万円超～1億円
補助率1/2

**以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

担当課

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
TEL：03-3501-181

※公募開始時期や対象業種については未定です。
※申請にはjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。gBizIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請を考慮しておられる方は事前のID取得をお勧めします。

※認定支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>



松浦商工会議所からの新しい情報を タイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではありません。旬な情報をいち早くお伝える目的で実施するものです。

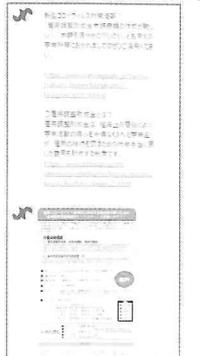


フェイスブックに情報アップ



<https://lin.ee/g1geVL>

LINEにメッセージが届きます



Ans.

- ①補助金情報（持続化補助金やものづくり補助金、市の補助金、県の補助金など）
- ②新型コロナウイルスに関する各種支援情報
- ③イベント、セミナー等の情報などを不定期に掲載していきます

2021年 4月1日 より

総額表示が義務化されます

消費税における総額表示の“特例”が2021年3月31日に終了します。

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。



2 事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

3 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。口頭による価格提示は、含まれません。

4 価格表示を行っていない場合

総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

★詳しくは国税庁HP等でご確認ください。

国税庁 総額表示 で検索



[主なポイント]

1 「総額表示」の意義

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示することをいいます。

自営業等を営んでいる方も適用要件に当てはまる場合「雇用保険」の該当となりました

令和3年1月1日以降、従業員の方が自営業を営んでいる場合等(※1)であっても、労働条件が雇用保険の適用要件(※2)を満たしている場合は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要になります。

(※1) 自営業を営む場合のほか、他の事業主の下で委任関係に基づきその事務を処理する場合(雇用関係にない法人の役員等である場合)を含みます。

(※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上雇用の見込みがあること。

以下の点にご留意ください。

・従業員として勤務しつつ、自営業を営んでいる場合等であっても、勤務していた会社を離職することとなり、同時に自営業等による収入もなくなってしまう可能性があります。そうなってしまった場合に、失業等給付を受給できないという事態を避けるため、労働条件が雇用保険の適用要件を満たしている場合は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被保険者資格取得届を提出し、雇用保険に加入していただく必要があります。

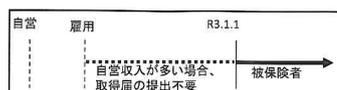
・雇用保険に加入していた場合であっても、離職後に、自営業に専念するため求職活動を行わない場合、代表取締役(就いている)場合、会社の役員として一定以上の収入がある場合などは、失業等給付を受給できない場合があります。

《自営業等を営む方を雇用した場合の雇用保険の適用例》

例1) 令和3年1月1日以降に新たに雇用した場合
→ 雇用した時点から被保険者となります。



例2) 令和2年12月31日以前から雇用し、
令和3年1月1日以降も継続して雇用している場合
→ 令和3年1月1日
より被保険者となります。



支部活動報告

今福大川広場でイルミネーションを点灯 (今福支部)

松浦商工会議所今福支部は、12月5日(土)～1月16日(土)まで今福大川広場においてイルミネーションの点灯を行いました。

例年、多彩なイベントを行っていましたが、コロナの一刻も早い終息と、まちの活気を取り戻したいという願いを込めて、今年は点灯のみで行われ4度目となります。



YEGコーナー

令和3年度も引き続き松浦誠氏が 会長に選任



当所青年部の定例総会が12月16日(水)に開催され、松浦誠氏が引き続き令和3年度会長として選任されました。松浦次年度会長は、令和3年度スローガン「RE:BIRTH(リバース)」～YEGがYEGである為に 新たな時代へ、新たな価値を～(「RE:BIRTH」という言葉には、再生・新生・蘇生という意味を含みます)を掲げ、アフターコロナ・WITHコロナの新たな時代を考えていく中で、私利と公益を両立させるためにも組織の在り方、運営方法を見直し、会員全員が気持ちよく活動して行ける環境整備も併せて考え、未曾有の危機的状況で疲弊した今だからこそ、今までに囚われ動き出せない状況にせず、ニュースタンドを僕らが作り、地域を盛り上げ、支えていく一歩を踏み出しましょう、と熱い胸のうちを述べられました。

女性会コーナー

第54回長崎県商工会議所 女性会連合会 長崎大会

令和2年10月13日(火)にガーデンテラス長崎ホテル&リゾートをメイン会場とし、長崎商工会議所女性会連合会 長崎大会が各会場とリモートで開催されました。県内女性会会員約183名が集結し、当女性会より湯浅会長、他14名が参加しました。

長崎県商工会議所女性会連合会の会長挨拶では、中嶋会長より「新しい風、祈りと共に長崎へ」をスローガンに掲げ、女性会のモットーであります「行動する女性会」として邁進して参りますと宣言されました。長崎商工会議所女性会活動の報告発表がありました。その後、次期開催地は、福江となることからリモート会場より福江女性会の田端会長が挨拶されました。

講演会では、「ペコロスの母に会いに行く」の著者で、漫画家、ミュージシャンなど多方面で活躍されている岡野雄一氏による「毎日を大切に生きる」と題して講演が行われました。

講演会終了後には、懇親会が行われソーシャルディスタンスを図りながら、県内女性会等の方々と交流を深めることができました。



福岡県朝倉市視察研修

令和2年11月15日(日)に福岡県朝倉市の視察研修会を湯浅会長、他12名の参加で実施しました。朝倉市秋月では、筑前秋月和紙処の四代目 井上賢治氏にお話を伺いました。明治9年(1876)創業。秋月和紙は江戸時代の中頃に盛んになり、葛や川茸と並ぶ名産品になったそうです。明治期に洋紙が輸入され、国内の洋紙製造が始まるようになり和紙需要が減少し、和紙工房は年々衰退し、現在では、井上氏の店舗のみになったそうです。厳しい状況の中、昔ながらの伝統を受け継ぐ井上氏の和紙は、遠方からも買いに来られる常連客もいるそうです。店舗内では、和紙以外にも奥様手作りの和風・洋風さまざまな雑貨やハガキなど現在のニーズに合わせた和紙製品の製作もされるなど、夫婦二人三脚で経営されていました。

今回の研修を通して、福岡県朝倉市を視察して、時代が変わる中でも昔ながらの伝統製法を守りながら時代のニーズに合わせた商品を製作し、新たな顧客集客への取組み、地域や周辺施設との相乗効果による売上・集客アップの活動を学ぶことにより経営者としての資質の向上を図ることができ、今後の女性会活動を行う上で大変有意義な研修となりました。



労政協コーナー

第33回勤労者の祭典「優良従業員表彰式」を開催

令和2年11月25日（水）松浦市文化会館において、松浦市商工業労政推進協議会による第33回勤労者の祭典「優良従業員表彰式」が開催されました。会員企業より推薦された従業員10名の方を勤続年数に応じて表彰式を行い、ご来賓の方からの祝辞の後、被表彰者を代表され、中興化成工業（株）松浦工場の松本清哉さんが謝辞を述べられました。

（※毎年同日開催の企業対抗ソフトボール大会と大抽選会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止されました）



「優良従業員表彰式」被表彰者名簿

※順不同、敬称略

表彰基準	事業所名	被表彰者氏名
勤続20年以上	株式会社エミネントスラックス	新立 一代
勤続20年以上	株式会社ニッチツ機械本部	小西 幸雄
勤続20年以上	中興化成工業株式会社松浦工場	松本 清哉
勤続20年以上	相浦缶詰株式会社松浦工場	辻 ヨシ子
勤続20年以上	日本遠洋旋網漁業協同組合	田原 友之
勤続20年以上	J-POWERシエネレーションサービス株式会社 松浦火力運営事業所	山田 和浩
勤務15年以上	西日本魚市株式会社	大瀬良 徹
勤続15年以上	松浦衛生株式会社	松瀬 幸治
勤続15年以上	有限会社ソーイング村末	前田 恵美子
勤続5年以上	コスモ開発株式会社	荒山 正志

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございます
事業発展をご祈念申しあげます。

事業所名称	氏名	業種	支部
株式会社grand·jete	浦 恵	介護福祉業	調川町
上志佐青龍の郷	金子庄一郎	農林水産業	志佐町
松永内装	松永 翼	内装業	御厨町
スナックマープル	吉永 麻衣	飲食業	志佐町
ACT ON	田中 大貴	縫製業	志佐町

R2.10.3～R3.1.12

法律相談コラム

◆被災ローン減免制度と新型コロナ特則◆

Q 「被災ローン減免制度」というものがあると聞きました。それが新型コロナ禍にも適用されるようになる、と聞いたので、教えてください。

A そうですね。もっと注目されてよい制度ですし、今後知られていくようになると思います。

これはかなり特殊な制度で、通常の債務整理とは異なる部分があります。メリット・注意点とも、ですね。

(1)被災ローン減免制度（本則）とは、(2)新型コロナ特則とは、という順番で、説明したいと思います。

まず、(1)被災ローン減免制度（本則）について。
災害救助法の適用される自然災害の影響で、債務の支払が困難になった被災者（個人）について、一定の条件をクリアすれば、債務の減額や免除を可能にする制度です。

- ・その主な特徴は、次のとおりです。
- ・全対象債権者の同意を得る必要がある
- ・信用情報機関に登録されない。
- ・破産手続と比べて手元に残せる財産（自由財産）が多い。
- ・自宅を手元に残すことも可能（「公正な価額」を支払うことが必要）。
- ・原則として、保証人に対して保証履行を要求されない。
- ・債務者は、弁護士・不動産鑑定士・税理士等の「登録支援専門家」の支援を、無料で受けることができる。

手続のおおまかな流れは、次のとおりです。

- ①債務者が、主要債権者に手続着手の申出をし、同意書の発行を受ける。
- ②債務者が、弁護士会等に支援専門家の委嘱依頼書を提出する。
- ③債務者が、支援専門家の支援を受けて、債務整理申出書、財産目録、債権者一覧表、その他必要書類を準備し、全対象債権者に送付する。（これにより弁済禁止・資産処分禁止等の「一時停止」状態になる）
- ④債務者が、支援専門家の支援を受けて、対象債権者と協議しつつ調停案項を作成、提示し、全対象債権者の同意をとりつける。
- ⑤全債権者の同意後、債務者が特定調停を申し立てる。
- ⑥特定調停成立により債務整理が確定し、以降はその内容に沿って弁済を行う。

調停案項の類型（＝債務整理のタイプ）は、次のとおりです。

- ・清算型（自由財産以外の財産を換価処分して弁済するタイプ）
- ・清算型（自由財産以外の財産に相当する「公正な価額」を弁済し、手元に残すタイプ）
- ・将来収入型（将来の収入で、清算価値以上の弁済額を弁済し、財産を手元に残すタイプ）

・事業継続型（将来の事業収益で、清算価値以上の弁済額を弁済し、財産を手元に残すタイプ）
破産手続より幅広く財産を残すことが可能ですが、本稿では省略します（新型コロナ特則での扱いは後述）。

次に、(2)新型コロナ特則について。
被災ローン減免制度の拡張として、新型コロナウイルス感染症の影響で、債務の支払が困難になった個人債務者について、一定の条件をクリアすれば、債務の減額や免除を可能にする制度です。

2020年12月1日から適用が開始されています。

対象となる債務は、以下のとおりです。

- ・2020年12月1日以前に負担していた債務
- ・2020年2月2日～2020年10月30日までに、新型コロナの影響による収入や売上等の減少に対応することを主な目的として負担した債務

※2020年10月31日以降にした借入・借換えは対象外
被災ローン減免制度（本則）との主な違いは、次のとおりです。

- ・調停案項の類型（＝債務整理のタイプ）として、「住宅資金特別案項型」（住宅ローンのみ、個人再生手続と同様の弁済方法にすることができる）も可能
- ・手元に残すことができる財産（自由財産）は、破産手続の場合の考え方が基本となる。
- ・手元に残すことができる財産（自由財産）は、被災ローン減免制度（本則）より狭くなっています。
- ・その他の特徴や手続の流れは、被災ローン減免制度（本則）に準拠します。

注意点として、支援専門家は、債務者の代理人になるわけではない、という点に気を付けてください。書類作成や対象債権者との協議の支援はしてもらえますが、債務者自身が動く必要がある場面が複数あります。

また、制度により減免の対象になるかは、細かい条件があり、やってみないと不確定な部分があります。もっとも、支援専門家の支援を受ける中で明らかになる場合がほとんどです。支援専門家から、代替の債務整理手続の説明があるはずですが、

いざというときの選択肢の一つとして、知っておいていただきたい制度です。

(注) 本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家に尋ねてください。

T848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いかり法律事務所
弁護士 環 悠樹【文責】





アクサ生命

経営者ご自身と 会社を守るがん保険

アクサの
治療保障の
がん保険 **マイセラピー**

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

がんにはげずに、
人生を歩むために。

特長 1 ガンの主な治療方法、
手術・放射線治療・化学療法(抗がん剤治療)を
入院しなくても保障します。

「手術」「放射線治療」は上皮内ガンも保障します。

特長 2 **一時金*1・先進医療*2・入院*3の特約を
プラスすると、保障の幅がひろがります。**

*1 ガン・上皮内新生物一時金特約(ただし、ご契約から90日間は保障されません。) *2 ガン先進医療給付特約(12) *3 ガン入院給付特約

●一時金の特約は最高1,000万円までご契約可能!

(「一時金1回のみ支払特則」を付加した場合、
ガンと診断確定されたとき)

●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1903-0430/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 長崎支社 佐世保営業所

〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町1-32 吉田海運ビル6F TEL 0956-22-0115